

地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を求めるための地盤調査の方法並びにその結果に基づき地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を定める方法等を定める件の一部を改正する告示案新旧対照案文

パブリックコメント案		現行告示							
<p>建築基準法施行令（昭和二十五政令第百二十八号）第九十二条の規定に基づき、地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を求めるための地盤調査の方法を第一にその種別に基づき地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を定める方法を第一から第六に定め、並びに同第九十四条の規定に基づき、地盤ぐき下の引抜き方向の許容応力度を第七にくい体又は地盤ぐき下体用いる材料の許容応力度を第八に定める。</p> <p>地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を求めるための地盤調査の方法並びにその種別に基づき地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を定める方法を定める件</p> <p>第二（第七）略 第八 一・二 略 三 略</p>		<p>建築基準法施行令（昭和二十五政令第百二十八号）第九十二条の規定に基づき、地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を求めるための地盤調査の方法を第一にその種別に基づき地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を定める方法を第一から第六に定め、並びに同第九十四条の規定に基づき、地盤ぐき下の引抜き方向の許容応力度を第七にくい体又は地盤ぐき下体用いる材料の許容応力度を第八に定める。</p> <p>地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を求めるための地盤調査の方法並びにその種別に基づき地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を定める方法を定める件</p> <p>第二（第七）略 第八 一・二 略 三 外観観察がコンクリートへ用いるコンクリートの圧縮の許容応力度は次の表の数値によらなければならない。この場合において、設計基準強度は二平方メートルにつき八千ニュートン以上としなければならない。</p>							
<table border="1"> <tr> <td>長期生ずる力に対する圧縮の許容応力度（単位：二平方メートルにつきニュートン）</td> <td>短期生ずる力に対する圧縮の許容応力度（単位：二平方メートルにつきニュートン）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">F 3.5</td> <td>長期生ずる力に対する圧縮の許容応力度の数値の 倍とする。</td> </tr> </table>	長期生ずる力に対する圧縮の許容応力度（単位：二平方メートルにつきニュートン）	短期生ずる力に対する圧縮の許容応力度（単位：二平方メートルにつきニュートン）	F 3.5	長期生ずる力に対する圧縮の許容応力度の数値の 倍とする。	<table border="1"> <tr> <td>長期生ずる力に対する圧縮の許容応力度（単位：二平方メートルにつきニュートン）</td> <td>短期生ずる力に対する圧縮の許容応力度（単位：二平方メートルにつきニュートン）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">F 4</td> <td>長期生ずる力に対する圧縮の許容応力度の数値の 倍とする。</td> </tr> </table>	長期生ずる力に対する圧縮の許容応力度（単位：二平方メートルにつきニュートン）	短期生ずる力に対する圧縮の許容応力度（単位：二平方メートルにつきニュートン）	F 4	長期生ずる力に対する圧縮の許容応力度の数値の 倍とする。
長期生ずる力に対する圧縮の許容応力度（単位：二平方メートルにつきニュートン）	短期生ずる力に対する圧縮の許容応力度（単位：二平方メートルにつきニュートン）								
F 3.5	長期生ずる力に対する圧縮の許容応力度の数値の 倍とする。								
長期生ずる力に対する圧縮の許容応力度（単位：二平方メートルにつきニュートン）	短期生ずる力に対する圧縮の許容応力度（単位：二平方メートルにつきニュートン）								
F 4	長期生ずる力に対する圧縮の許容応力度の数値の 倍とする。								

この表において F は 設計曲げ強度 (単位 二平方メートルにつきニュートン) を表すものとする。

四 略

表 略

五 遠心圧縮強度 σ_{cs} (単位 二平方メートルにつきニュートン) は、 $\sigma_{cs} = \frac{F}{A}$ (ただし F は設計曲げ強度、A は設計断面積) により算出されるものとする。この場合において設計曲げ強度は二平方メートルにつき五十二ニュートン以上としなければならない。

表 削添

この表において F は 設計曲げ強度 (単位 二平方メートルにつきニュートン) を表すものとする。

四 σ_{cs} (単位 二平方メートルにつきニュートン) は、 $\sigma_{cs} = \frac{F}{A}$ (ただし F は設計曲げ強度、A は設計断面積) により算出されるものとする。この場合において設計曲げ強度は二平方メートルにつき五十二ニュートン以上としなければならない。

長期に生ずる力に対する許容応度 (単位 二平方メートルにつきニュートン)			短期に生ずる力に対する許容応度 (単位 二平方メートルにつきニュートン)		
圧縮	曲げ引張	斜め引張	圧縮	曲げ引張	斜め引張
$\frac{F}{4}$ σ_{cs} 一五のち ちげれ かさい 贅値	$\frac{F}{4}$ σ_{cs} のちげ れかさい 贅値	$\frac{0.07}{4}$ F σ_{cs} 〇・九の ちげれか さい贅値	長期に生ずる力に対する圧縮は曲げ引張りの許容応度のそれぞれ。贅値の倍とする。	長期に生ずる力に対する斜め引張りの許容応度は贅値の二・五倍とする。	
この表において F は σ_{cs} は それぞれの贅値を表すものとする。 F 設計曲げ強度 (単位 二平方メートルにつきニュートン) σ_{cs} 有効スラスト重量 (単位 二平方メートルにつきニュートン)					

五 遠心圧縮強度 σ_{cs} (単位 二平方メートルにつきニュートン) は、 $\sigma_{cs} = \frac{F}{A}$ (ただし F は設計曲げ強度、A は設計断面積) により算出されるものとする。この場合において設計曲げ強度は二平方メートルにつき五十二ニュートン以上としなければならない。

表 削

長軸(生ずる力)に対する許容応度 (単位 一平方メートルにつきニュートン)			短軸(生ずる力)に対する許容応度 (単位 一平方メートルにつきニュートン)		
圧縮	曲り張	斜め張	圧縮	曲り張	斜め張
3.5	$\frac{9}{4}$ または 2.5 のうちの较小の値	1.2	長軸(生ずる力)に対する圧縮及び引張りの許容応度のうち、較小の値の倍する	長軸(生ずる力)に対する斜め張りの許容応度のうち、2.5倍する	

この表は、F及び0.05にそれぞれ次の数値を乗ずるものとする。
 F 設計繊維強度 (単位 一平方メートルにつきニュートン)
 0.05 有効ノット重量 (単位 一平方メートルにつきニュートン)

この表は、F及び0.05にそれぞれ次の数値を乗ずるものとする。
 F 設計繊維強度 (単位 一平方メートルにつきニュートン)
 0.05 有効ノット重量 (単位 一平方メートルにつきニュートン)

この表は、F及び0.05にそれぞれ次の数値を乗ずるものとする。
 F 設計繊維強度 (単位 一平方メートルにつきニュートン)
 0.05 有効ノット重量 (単位 一平方メートルにつきニュートン)

有効ノット重量	長軸(生ずる力)に対する許容応度 (単位 一平方メートルにつきニュートン)			短軸(生ずる力)に対する許容応度 (単位 一平方メートルにつきニュートン)		
	圧縮	曲り張	斜め張	圧縮	曲り張	斜め張
四	1.0	1.0	1.5	4.0	3.0	1.8
八	1.4	1.4		4.5	4.0	
16	1.8	1.5		4.5	5.0	

この表は、F及び0.05にそれぞれ次の数値を乗ずるものとする。
 F 設計繊維強度 (単位 一平方メートルにつきニュートン)
 0.05 有効ノット重量 (単位 一平方メートルにつきニュートン)

この表は、F及び0.05にそれぞれ次の数値を乗ずるものとする。
 F 設計繊維強度 (単位 一平方メートルにつきニュートン)
 0.05 有効ノット重量 (単位 一平方メートルにつきニュートン)

表1

表別添

2 く体及び脚盤くか体用いり筋力材料の許容力度は平成十五国交通省令第五百四号第二号の規定を準用しなければならない。

3 略

4 略

附則

この告示は公布の日から施行する。

た許容力度の数値とするものとする。

最軽用するにたまる許容力度（単位 一平方メートルについてキロニュートン）			最軽用するにたまる許容力度（単位 一平方メートルについてキロニュートン）		
圧縮	せん断	仕着	圧縮	せん断	仕着
$\frac{F}{4}$	$\frac{3}{4} \left(0.49 + \frac{F}{100} \right)$	$\frac{3}{4} \left(1.35 + \frac{F}{25} \right)$	最軽用する力に対する圧縮の許容力度の数値の二倍とする。	最軽用する力に対するせん断又は仕着の許容力度の数値の二・五倍とする。	
この表において F は、設計軸荷重（単位 一平方メートルについてキロニュートン）を意味するものとする。					

2 く体及び脚盤くか体用いり筋力材料の許容力度は昭和五十八建築省令第二百一十号第二八の規定を準用しなければならない。

ハ く体及び脚盤くか体用いり鋼材の許容力度は、令第百九条に定めるものとするが、ただし鋼管については、摩耗による除いたく体の肉厚をく体の半徑除去数値が0.0以下の場合は、いづれ圧縮及び引に対する許容力度に対して、次掲の式によつて計算した低減係数を乗ずるものとする。

式 略

2 略

附則

この告示は公布の日から施行する。